

# 企業・研究所立地促進資金のご案内

平成24年4月1日現在

## 1 融資対象者

本県内に工場、流通加工施設※又は研究所を立地しようとする企業で、次のいずれかに該当する者。なお、賃借により立地しようとする場合は、造成主体からの賃借に限り対象です。 ※流通加工施設＝製品の荷受け、簡易な加工又は出荷を行う施設。

### (1) 工場及び流通加工施設の立地

工業団地、新住宅市街地開発法に基づく事業地（千葉ニュータウン）、独立行政法人都市再生機構が整備した事業用地又は工場立地法に基づく工場適地へ立地し、当該工場又は流通加工施設の操業開始時における従業員数が10人以上の者

### (2) 研究所の立地

製造及びこれに関連する事業に係る基礎研究、応用研究、開発研究を行う研究所を立地し、当該研究所の業務開始時における研究従事者数が5人以上の者

## 2 融資対象経費

### (1) 設備資金

- ①工場、流通加工施設及び研究所の用地取得費
- ②工場、流通加工施設及び研究所等の建築費
- ③機械・設備等の購入費
- ④既存の建物等に係る移転費用

### (2) 運転資金

当該事業の遂行上当面必要とする人件費、原材料費等の経費又は研究開発経費

## 3 融資条件

(1) 融資限度額：設備資金＝1企業につき融資対象経費の90%以内で20億円以内（ただし、既存工場の跡地処分によって本資金の返済を行う場合、当該跡地の評価額の範囲内で加算できる。）

運転資金＝1企業につき3,000万円以内

(2) 融資期間：設備資金＝12年以内（ただし、加算分については、2年以内又は跡地処分予定日までのいずれか短い期間とする。）

運転資金＝3年以内

(3) 償還方法：設備資金＝割賦償還（据置期間2年以内）  
（ただし、加算分については一括償還とする。）

運転資金＝割賦償還（据置期間1年以内）

(4) 融資利率：設備資金、運転資金ともに、長期プライムレートと同じ利率とする（長期プライムレートの変更日から1月を経過した日から適用する。）

(5) 保証人及び担保：取扱金融機関の定めるところとする。  
（必要に応じ、信用保証協会の保証を付する。）

## 4 融資申込

(1) 受付期間：通年

(2) 申込先：取扱金融機関を経由して県経営支援課

(3) 申込書類：（各2部）

- ・融資申込書
- ・立地計画書及びその添付書類
- ・最近の決算書（3期）及び残高試算表（決算期から6か月以上経過している場合）
- ・許認可業種の場合、許認可証の写し
- ・土地売買契約書等の写し又はこれを証する書面
- ・建物、機械設備等の見積書、カタログ又は図面
- ・登記簿謄本及び定款の写し
- ・会社の概要（業務内容）又は経歴書

(4) 取扱金融機関：（順不同）

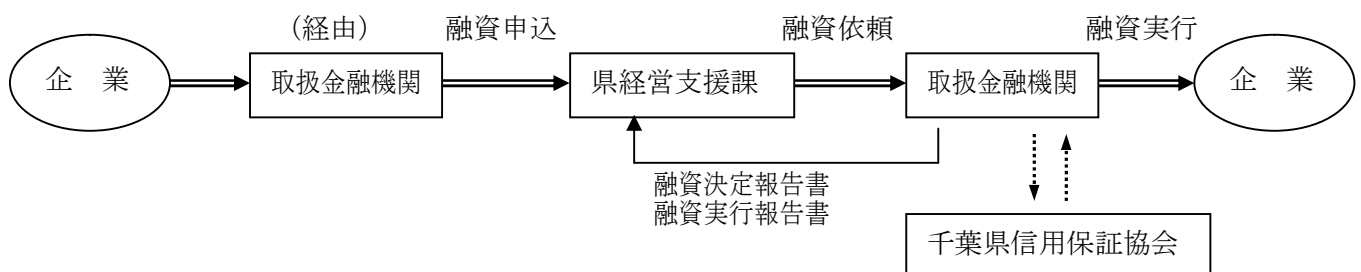
（銀行）千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行、常陽銀行、筑波銀行、群馬銀行、東京都民銀行、東日本銀行、東京スター銀行

（信用金庫）千葉信用金庫、銚子信用金庫、東京ベイ信用金庫、館山信用金庫、佐原信用金庫、水戸信用金庫、朝日信用金庫、東京シティ信用金庫、東京東信用金庫、東栄信用金庫、亀有信用金庫、小松川信用金庫、城北信用金庫

（信用組合）房総信用組合、銚子商工信用組合、君津信用組合、中央商銀信用組合、ハナ信用組合

（その他）商工組合中央金庫、農林中央金庫、千葉県信用農業協同組合連合会

### <利用の手続き>



お問い合わせは  
千葉県商工労働部経営支援課

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号  
TEL 043 (223) 2707

千葉県では、本融資制度のほかに次のような制度があります。

#### 【立地企業補助制度】

（補助区分）大規模投資企業立地、本社立地、研究所立地、工場立地、市町村自立促進事業

（補助要件）補助区分ごとに投下固定資産額、事業従事者数等の要件あり

（補助額）投下固定資産額×1%～3%

（補助限度額）1億～70億円

お問い合わせ、詳しい資料については千葉県商工労働部企業立地課 Tel 043-223-2444